（点検整備推進対策官、整備事業指導官、人材政策企画官及び電子装置整備推進官）

第九十四条　整備課に、点検整備推進対策官、整備事業指導官、人材政策企画官及び電子装置整備推進官それぞれ一人を置く。

2　（略）

3　整備事業指導官は、次に掲げる事務（人材政策企画官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一・二　（略）

4　人材政策企画官は、自動車整備事業における人材の確保及び育成に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

5　（略）

（海洋利用開発室及び港湾環境政策室並びに海洋利用調査センター）

第百十四条　海洋・環境課に、海洋利用開発室及び港湾環境政策室並びに海洋利用調査センターを置く。

2　海洋利用開発室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　特定離島港湾施設（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第八条に規定する特定離島港湾施設をいう。以下同じ。）の存する港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること（工事の実施の安全の確保に関することを除く。）。

3～5　（略）

6　海洋利用調査センターは、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の規定による調査に関する事務で国土交通省の所掌に属するものをつかさどる。

7　海洋利用調査センターは、東京都に置く。

8　海洋利用調査センターに、所長を置く。

（災害対策室及び危機管理室並びに海岸・防災企画官、津波対策企画調整官、高潮対策企画調整官、広域連携推進官、災害査定官及び港湾保安管理官）

第百十五条　海岸・防災課に、災害対策室及び危機管理室並びに海岸・防災企画官、津波対策企画調整官、高潮対策企画調整官及び広域連携推進官それぞれ一人、災害査定官八人（うち五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内並びに港湾保安管理官三人以内を置く。

2　災害対策室は、港湾等（特定離島港湾施設の存する港湾を除く。以下この条において同じ。）に関する災害（地盤変動及び鉱害を含む。以下この条において同じ。）の防止及び復旧に関する事務（工事に係る補償、工事の実施の安全の確保及び工事の検査に関すること並びに津波対策企画調整官、高潮対策企画調整官、広域連携推進官及び災害査定官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　（略）

4　危機管理室は、港湾等に関する危機管理に関する事務（災害対策室並びに津波対策企画調整官、高潮対策企画調整官及び港湾保安管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（点検整備推進対策官、整備事業指導官及び電子装置整備推進官）

第九十四条　整備課に、点検整備推進対策官、整備事業指導官及び電子装置整備推進官それぞれ一人を置く。

2　（略）

3　整備事業指導官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（新設）

4　（略）

（海洋利用開発室及び港湾環境政策室並びに特定離島港湾利用調整官）

第百十四条　海洋・環境課に、海洋利用開発室及び港湾環境政策室並びに特定離島港湾利用調整官一人を置く。

2　海洋利用開発室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　特定離島港湾施設（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第八条に規定する特定離島港湾施設をいう。以下同じ。）の存する港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること（工事の実施の安全の確保に関すること及び特定離島港湾利用調整官の所掌に属するものを除く。）。

3～5　（略）

6　特定離島港湾利用調整官は、特定離島港湾施設の存する港湾の利用に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（新設）

（新設）

（災害対策室及び危機管理室並びに海岸・防災企画官、津波対策企画調整官、広域連携推進官、災害査定官及び港湾保安管理官）

第百十五条　海岸・防災課に、災害対策室及び危機管理室並びに海岸・防災企画官、津波対策企画調整官及び広域連携推進官それぞれ一人、災害査定官八人（うち五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内並びに港湾保安管理官三人以内を置く。

2　災害対策室は、港湾等（特定離島港湾施設の存する港湾を除く。以下この条において同じ。）に関する災害（地盤変動及び鉱害を含む。以下この条において同じ。）の防止及び復旧に関する事務（工事に係る補償、工事の実施の安全の確保及び工事の検査に関すること並びに津波対策企画調整官、広域連携推進官及び災害査定官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　（略）

4　危機管理室は、港湾等に関する危機管理に関する事務（災害対策室並びに津波対策企画調整官及び港湾保安管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。